

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

県の機関等が、法人ベース・レジストリ等を使用することにより、登記事項証明書等の書面等の内容を確認することができる場合には、これらの書面等の添付を省略することができるようにするため、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本、登記事項証明書等の書面等については、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等により、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付することを要しないこととします。（第 7 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例新旧対照表

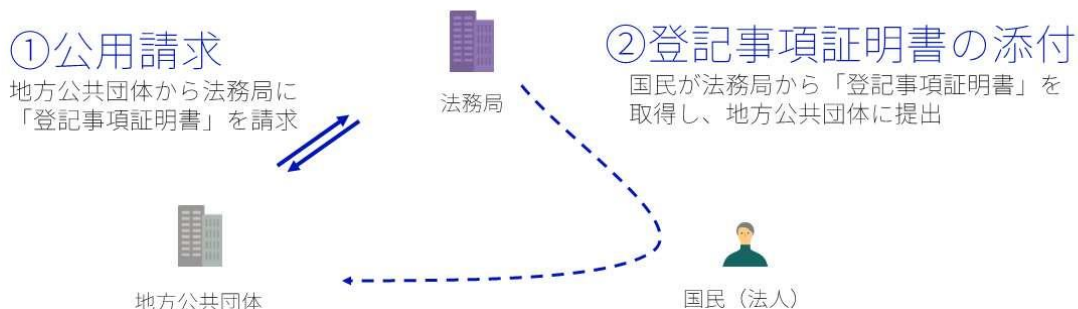
旧	新
第1条～第6条 省略 (新設) 第7条・第8条 省略 付則 省略	第1条～第6条 省略 <u>(添付書面等の省略)</u> <u>第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍または除かれた戸籍の謄本または抄本、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、または電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、または参照することができる場合には、添付することを要しない。</u> 第8条・第9条 省略 付則 省略

◆法人登記事項証明書の取得方法

— 地方公共団体の行政事務／取得の種類

地方公共団体における商業・法人登記事項証明書取得には大きく2つの手段と認識します。

- ①【公用請求】地方公共団体が、法務局から「登記事項証明書」を取得する。
- ②【登記事項証明書の添付】国民が、法務局から「登記事項証明書」を取得し、地方公共団体に提出する。

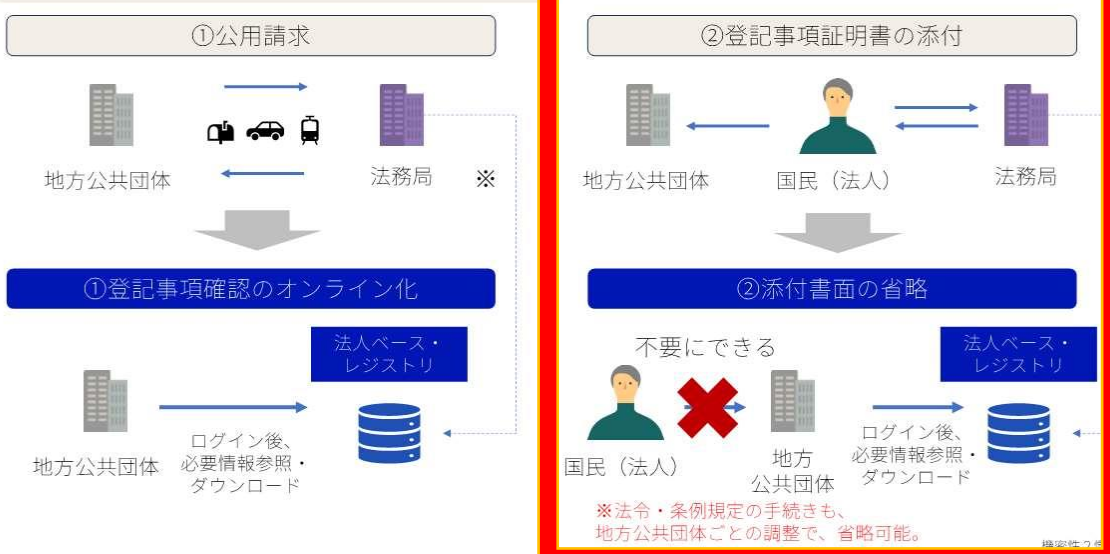


機密性2情報 12

◆法人ベース・レジストリの役割

— 法人ベース・レジストリ／役割は？

地方公共団体業務で、何が、どう変わるのか？



機密性2情報 21

今回の条例改正の対象